

塩尻市新型コロナウイルス感染症対策観光振興事業 しおじり宿泊割実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、塩尻市の観光需要の早期回復を目的として、市内宿泊施設への旅行者を対象とした宿泊料金の割引を行うと共に、市民が自分の地域に誇りを持ち、地域の魅力を再発見することで身近な観光機運を高めることを目的に実施し、必要な事項を定めるものとする。

(事務取扱者)

第2条 一般社団法人塩尻市観光協会（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(事業内容)

第3条 しおじり宿泊割は、旅行商品代金・宿泊料金の低廉化事業とし、利用者は信州割SPECIAL事業並びに、GoToトラベル等の補助事業との併用ができるものとする。

(対象事業者)

第4条 速やかに事業実施が可能な者のうち、次の各号に該当するものとする。

(1) 旅館業法第3条第1項及び住宅宿泊事業法第3条第1項の許可を受けた塩尻市内の宿泊事業者であり、「信州の安心なお店認証制度」の認証を受けている事業者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいる施設は除く。

(2) しおじり宿泊割へ参加し、本事業内容を理解のうえ参加希望する者

2 事業者は、事業参加に際し、しおじり宿泊割参加申込書（様式第4号）を提出すること

(支援金対象経費)

第5条 交付対象経費は、長野県民及び近隣県在住者が市内に1泊以上する旅行商品代金又は宿泊料金が割り引かれるものであること。なお、近隣県在住者は、信州割SPECIAL宿泊割の割引対象者に準ずるものとする。

2 対象事業者は、対象となる商品の販売に際しては、対象事業であることを明らかにするため、本来の価格又は割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知できるようにすること

3 第1項に定める対象経費の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。

(1) 旅行催行の実現性が低いと判断されるもの

(2) その他、塩尻市及び事務局が不相当と認めるもの

4 対象事業者は、対象となる商品の販売に際して、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種履歴の確認若しくは、陰性証明の確認を行うこと

(支援金の額及び支援金対象者)

第6条 支援金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 5,000円以上10,000円未満の宿泊代金 一人1泊当たり1,000円とする。

(2) 10,000円以上の宿泊代金 一人1泊当たり3,000円とする。

2 支援金の対象者は、長野県民及び近隣県在住者とし、新型コロナウイルスのワクチン接種を3回おこなっている又は、宿泊日より1週間以内の検査結果が陰性であること。なお、同伴家族のうち満12歳を満たない子供のワクチン接種については、この限りでない。

3 一人1回の旅行当たりの泊数は2泊までとする。

(上限宿泊人数)

第7条 一事業者あたり(宿泊施設は、一施設あたり)の上限数は、50人とする。

(支援金交付対象期間)

第8条 令和4年5月9日(月)以降、令和4年6月30日(木)までの宿泊分とする。なお、対象となる予約については、令和4年4月27日以降に受けた予約とする。ただし、終了期日前であっても、予算額に達した場合は、事業終了とする場合がある。

(取組の中止及び中断)

第9条 次に掲げる事由により、事務局は対象事業者に対し取組の中止及び中断を行うことができる。

(1) 新型コロナウイルスの感染状況の悪化

(2) 本要綱の規定に違反した場合

(3) その他事務局が中止及び中断となりうる事項が発生した場合

(4) 対象となる宿泊事業者への宿泊数(別紙)が上限に達した該当の宿泊事業者施設(実績報告)

第10条 対象事業者は、当該事業の全てが完了したときは、実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、対象期間終了後2週間以内に事務局に提出することとする。

(1) 実績内訳シート

(2) 宿泊及び旅行実績が証明できる書類(宿泊証明書、旅行引受書又は申込書、旅行特別補償保険に関する書類等)

(3) しおじり宿泊割引確認書(様式第3号)

(4) その他事務局が必要と認めるもの

(支援金の請求)

第11条 対象事業者は、前条の実績報告書にあわせて請求書(様式第2号)を提出することとする。

(支援金の支払等)

第12条 第11条の規定による支援金の請求があった場合、事務局は実績報告書を確認のうえ、請求のあった日から14日以内に対象事業者に支援金を支払うものとする。

(支援金の交付条件)

第 13 条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本要綱の規定に従うこと。

(2) 対象事業者は、支援事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。

(3) 対象事業者は、支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保管しておくこと。

(4) 旅行商品、宿泊商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売を禁止すること。

(5) 支援金の交付の対象となる事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならないこと。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して貸金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 対象事業者は、前号の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。

(状況報告及び調査)

第 14 条 事務局は必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

(支援金の支払停止)

第 15 条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合、事務局は支援金の全部又は一部の支払を停止することができる。

(支援金の返還)

第 16 条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合、事務局は支払済みの支援金についてその返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、事務局が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止)

第 17 条 対象事業者は、不正利用の防止措置を講じなければならない。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めのない事項が発生した場合、塩尻市と事務局で協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 9 日から施行する。